

島根労働局発表

平成29年9月28日

担
当

労働基準部 健康安全課
健康安全課長 鷹中 康博
地方労働衛生専門官 藤原 博
TEL 0852-31-1157

「職場の受動喫煙防止対策研修会」を開催します

～喫煙ブースの見学会も行います～

職場の受動喫煙防止対策については、労働安全衛生法で「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置を講じること」が事業者の努力義務となっており、厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しております。

その一環として、島根労働局は、島根産業保健総合支援センターとの共催で、喫煙ブースの見学も含めた職場の受動喫煙対策について研修会を下記により開催します。

※ 受動喫煙防止対策に係る支援事業のリーフレットを添付

「職場の受動喫煙防止対策研修会」の開催日時等

1 開催日時

平成29年10月4日(水)午後2時～午後4時

2 開催場所

日本製紙(株)江津工場(江津市江津町1280番地)

3 研修内容

- ① 日本製紙(株)江津工場の受動喫煙防止対策の取組について
- ② 受動喫煙による健康への有害性について
- ③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望及び支援制度について

4 その他

研修会は、公開とします。

取材を希望される場合は、可能な限り、前日までに次の担当者までにご連絡下さい。

連絡先: 島根労働局労働基準部健康安全課 TEL0852-31-1157 担当 鷹中、藤原

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業場の実情に応じた適切な措置）が**事業者の努力義務**となりました。

事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握・分析し、実行可能な対策のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

対象となる事業主

次の（１）～（３）すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主		
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主		
	業 種	常時雇用する労働者数※1	資本金※1
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下 5,000万円以下
	卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下
	※1 労働者数か資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。		
(3)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主		

助成の対象となる措置

①	右の基準を満たす 喫煙室 の設置・改修	喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2 m/秒以上
②	右の基準を満たす 屋外喫煙所（閉鎖系） の設置・改修	喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しない
③	右の基準を満たす 換気装置 の設置など (宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ)	喫煙区域の粉じん濃度が 0.15 mg/m ³ 以下、または必要換気量が 70.3 × (席数) m ³ /時間 以上

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～③の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2	200万円

- ・交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
※2 同時期に行う措置で、①～③のいずれか、または複数の組み合わせ。合計額の申請上限は200万円。

留意事項

この助成金の受給にあたっては、喫煙室の設置等の事業計画の内容が技術的及び経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙室の設置・改修	60万円/m ²
②屋外喫煙所の設置・改修	
③上記以外の受動喫煙を防止するための措置・改修（換気装置の設置など）	40万円/m ²

例) 4 m²の喫煙室の設置・改修の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として 4 m²×60万円/m² = **240万円まで（助成額にして120万円まで）**しか認められません。

申請手続の流れ

申請内容の検討

交付要綱などを読み、この助成金の制度を把握し、申請書の作成、関係資料を準備しましょう。不明な点があれば、所轄の都道府県労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）や相談支援業務の相談ダイヤル（最終ページ参照）にお気軽にご相談ください。

交付申請

申請書類を2部ずつ、所轄の労働局（**雇用環境・均等部企画課または雇用環境・均等室**）に提出してください。労働局での審査期間は原則1か月以内です。※書類の形式的審査を雇用環境・均等部企画課または雇用環境・均等室で、詳しい技術的審査を労働基準部健康課または健康安全課で行います。

交付決定通知書受領

助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」を発行します。
この交付決定通知書を受領してから、工事に着手してください。

工事の発注・施工

交付決定の内容に従って工事を実施してください。
事業内容に変更がある場合は、「**交付決定内容変更承認申請書**」を所轄の労働局に提出し、承認を受ける必要があります。

工事費用の支払い

工事が完了したら費用を支払い、領収書と明細を受領してください。
分割払いやリース契約による支払いの場合には、助成金は交付できませんので、ご注意ください。

事業実績報告

報告書類を2部ずつ、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に提出して、実績報告をしてください。
報告は、交付決定の際に指定された期日までに行ってください。

交付額確定通知書受領

最終的に助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書」を発行します。

請求書の提出

所定の様式の請求書に、助成金の振込先として指定する口座等の情報について記載し、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に提出してください。

助成金の受領

請求書の提出時に指定した口座に、助成金を振り込みます。

実施状況報告

設置した設備の運用状況や帳簿・書類の保存状況について、交付額確定の際に指定された期日（おおむね助成金交付の5年後）までに、所定の様式に従って、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に報告してください。

交付申請に必要な書類 * 印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書 *
2	受動喫煙防止対策についての事業計画 *
3	不交付要件に該当しない旨の書類 *
4	直近の労働保険概算保険料申告書の写し (保険関係が成立して間もない場合は、労働保険関係成立届)
5	中小企業事業主であることを確認するための書類 (資本金・労働者数を記載した資料など)
6	措置を講じる場所の工事前の写真 (申請日から3か月以内に撮影したもの)
7	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
8	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
9	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
10	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し (2業者以上必要)
11	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

事業実績報告に必要な書類 * 印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書 *
2	受動喫煙防止対策についての事業結果概要報告書 *
3	受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
4	交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し (複数回変更している場合は、すべての写し)
5	工事に関する領収書 ^{※3} 、経費についての内訳の写し ※3 やむを得ない場合、請求書で実績報告することもできますが、その場合も、助成金の交付額確定後1か月以内に、施工業者から申請者宛ての領収書の写しを提出する必要があります。
6	措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真 (工事終了後速やかに撮影したもの)
7	交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
8	講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
9	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

申請に当たっての注意点

- ▶ この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。助成金の交付要綱、交付要領その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- ▶ この助成金の交付を受けても、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附の制限は受けません。
- ▶ 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求めることがあります。また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金の申請の際に参考になる助言や、実績報告の際に必要な測定機器を提供します。

利用はすべて無料ですので、ぜひ、ご利用ください。

受動喫煙防止対策の技術的な相談

◆相談支援業務

- ① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います。（必要に応じて実地指導も実施）
- ② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。

【相談ダイヤル】 **050-3537-0777**

【ホームページ】 <http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

喫煙室などの要件の確認や事業場の実態把握

◆測定支援業務（測定機器貸出し）

- ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、風速計、一酸化炭素計の無料貸出しを行います。
 - ▶ 機器の往復の送料も無料です
 - ▶ 一酸化炭素計は数に限りがありますので、お早めに予約してください
- ② 専門家が事業場に行って、測定方法を説明します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定方法を説明します。展示用の機器も無料で貸し出します。

【受付ダイヤル】 **03-3635-5111** (FAX 050-3730-9375)

【ホームページ】 <https://www.sibata.co.jp/news/news-31136/>

【事業委託先】 柴田科学株式会社

厚生労働省のホームページ

◆職場における受動喫煙防止対策について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

◆受動喫煙防止対策助成金（申請様式のダウンロードや、本助成金の手引きなど）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

ご不明な点は、事業場のある都道府県労働局にご相談ください。

この助成金の申請窓口 → 雇用環境・均等部企画課または雇用環境・均等室
喫煙室等に関する技術的な事項など → 労働基準部健康課または健康安全課